

安全衛生管理体制強化、安全衛生水準向上のため 計画的・継続的に安全衛生教育を実施しましょう

和気労働基準監督署

和気労働基準監督署管内では必要な教育や計画的な人材育成を行っていなかったことが災害発生の一因となっている労働災害が多数発生しています。

安全衛生に関する知識や技能を付与する安全衛生教育は労働災害を防止する上で大変重要な意義を持っています。

作業を行う労働者やその作業を直接指揮・監督する管理者が、安全衛生についての知識や技能を十分に有していないと安全衛生対策の実効性をあげることができません。

安全衛生についての知識、技能を十分に持たないままで、誤った方法や姿勢等で作業を行ってしまうと、けがや健康障害が発生してしまいます。

また、作業を直接指揮・監督する管理者が求められている役割を十分果たす為には、安全衛生についての知識や技能だけでなく、コミュニケーション能力や指導力等も必要となってきます。

教育の実施にあたっては、それぞれの労働者の階層や役割等に応じて必要な教育を計画的・継続的に行っていくことが必要となります。

下記の点にご留意の上で、貴事業場における安全衛生教育を充実させ、安全衛生管理体制の強化、安全衛生水準の向上、安全意識の高揚を図ってください。

記

1. 経営トップは安全衛生方針等で安全衛生教育を推進していくことを明確に示しましょう。自主的な安全衛生活動の推進に当たっては、具体的な取組に先立ち、労働者の安全や健康を守るという「経営トップの強い意識」が極めて重要となります。
2. 安全衛生教育計画を作成し、経営トップ、管理者、労働者等、各階層・役割に応じて、安全衛生確保に必要なかつ十分な教育を計画的・継続的に実施しましょう。
計画を作る際は、労働災害を防ぐ上での課題・問題点等を洗い出した上で、「いつ」、「誰に」、「何を」、「どのように(方法・教材等)」実施するのかを決めましょう。
3. 将来的に必要な人材（管理者や有資格者等）が不足することがないように、今後の人員配置計画や急遽の休職・退職等の不測の事態も考慮し、中長期的な視点に立って教育計画を作成しましょう。とりわけ、管理者の育成には時間を要しますので、先を見越して管理業務の補助をさせる等して育成しましょう。また管理者に選任後は管理者としての役割が十分果たせるようになるまで適切にフォローしましょう。
4. 安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施のため、安全衛生教育の実施担当者(部署)等を定めて、必要な管理を行わせるとともに、労働者毎の教育実施結果を記録し、保存しておきましょう。
適宜、教育効果を評価し、教育内容、教育実施方法等の見直しを行いましょう。

(裏面に続く)

5. 職長、班長、作業リーダー等、労働者を直接指揮・監督する者は職場での災害防止のキーマンであり、作業管理等の職務の励行が、その職場の安全衛生状態を大きく向上させます。その役割を全うするには、安全衛生の知識や技能だけでなく、コミュニケーション能力や指導力等も必要となってきます。

労働安全衛生法に基づく職長教育や能力向上教育が求められる業種だけでなく、全事業場において、職場のリーダーとして必要となる能力等が身に付くよう教育を実施しましょう。次のリーダー候補も計画的に育成していきましょう。

6. 安全管理者、作業主任者等の労働災害の防止のための業務に従事する者や、フォークリフト運転、玉掛け作業等の危険又は有害な業務に現に就いている者は、労働災害の動向や技術の進展等を踏まえて、能力の向上を図っていく必要がありますので、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」や、労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」等に基づく能力向上教育を実施しましょう。

7. パートタイム労働者やアルバイト労働者を含めて、全ての労働者に対して、雇入れ時の安全衛生教育を確実に実施する必要があります。また、作業内容変更時の安全衛生教育は、転換した作業に就く前に確実に実施する必要があります。

仕事への慣れや油断から不安全行動が生じないように安全意識向上の教育も継続的に実施しましょう。

8. 近年増加傾向にある転倒、腰痛等の、作業者の行動に起因する災害防止のために、「けがしにくい適正な作業方法・作業姿勢」、「加齢とともに進行する身体強度や運動機能の低下の予防」等について、教育を行いましょう。

全ての労働者が、頭で危険を理解するとともに、体で安全・健康を確保する行動をとることができるよう、繰り返し教育を行いましょう。

9. 高齢者、障害者等の労働災害防止には、所属する部署の管理者や周りの労働者の理解も必要です。

厚生労働省 HP「高年齢労働者の安全衛生対策について」や「高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」、高齢・障害・求職者雇用支援機構 HP「障害者の労働安全衛生対策」等を参考に、作業者の特性に応じて配慮すべき事項、留意すべき事項等の教育を実施しましょう。

10. 外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するに当たっては、当該外国人労働者の母国語等を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がある内容を確実に理解できる方法により行いましょう。

特に、外国人労働者に使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるようにしまょう。